

食安輸発0209第3号
平成24年2月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

バターバー（西洋フキ）の取扱いについて

今般、英国医薬品庁が、バターバー（西洋フキ）について、肝毒性と関連する疑いがあることを踏まえ、自主回収等の措置を講じていることから、平成24年2月8日付けでバターバー又はバターバーを含む食品の摂取を控えるよう注意喚起するとともに事業者に対し当面販売を中止するよう指導を行ったところです（別添参照）。

については、バターバー又はバターバーを含有する食品の輸入届出がなされた場合は、輸入者等関係事業者に対しその輸入を控えるよう指導をお願いします。

<参考>

【バターバー（西洋フキ）】

【英名】 Butterbur 【学名】 *Petasites hybridus* 【分類】 キク科フキ属

ヨーロッパ、北及び西アジアが原産で、我が国に自生しているフキ (*Petasites japonicus*) とは、同属別種。

平成24年2月8日

【照会先】

医薬食品局食品安全部

基準審査課新開発食品保健対策室

室長：温泉川(内線2456)

担当：松本(内線2458)

(電話代表) 03(5253)1111

(電話直通) 03(3595)2327

報道関係者各位

バターバー(西洋フキ)を含む食品の摂取に関する注意喚起についての対応

英国医薬品庁(MHRA)がバターバー(西洋フキ)について自主回収等の措置を講じていることから、バターバー又はバターバーを含む食品の摂取については、消費者に対し念のため控えるよう注意喚起するとともに、事業者に対し当面販売を中止するよう指導することとしましたのでお知らせします。

今般、英国医薬品庁(MHRA)は、英国国内で販売されているハーブ医薬品として未承認のバターバーを含む製品について、肝毒性と関連する疑いがあることを踏まえ、事業者に対して自主回収するよう依頼するとともに、消費者に対して使用を中止するよう注意喚起を行いました。

バターバーには、重篤な肝障害を起こす疑いのあるピロリジジナルカロイドが含有されていますが、MHRAによると、ピロリジジナルカロイドがほとんど除去されている製品での肝毒性(40例)も報告されているとのことから、その詳細については、現在、情報収集中です。

現時点では、我が国においてバターバー又はバターバーを含む食品を摂取したことによる健康被害事例は報告されていませんが、これらの食品を花粉症等向けとして販売宣伝している個人輸入代行サイト等が見られるため、バターバー又はバターバーを含む食品の摂取について、念のためお控えいただくよう消費者への注意喚起をお願いします。

なお、バターバー又はバターバーを含む食品の販売を当面行わないよう、都道府県等を通じ関係事業者に指導することとしています。

本件に関する詳しい情報は、下記の独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページを御覧ください。

[英国MHRAがバターバー\(西洋フキ\)を含む製品に注意喚起\(120201\)](#)

<バターバー(西洋フキ)>

【英名】Butterbur【学名】Petasites hybridus【分類】キク科フキ属

ヨーロッパ、北及び西アジアが原産で、我が国に自生しているフキ(Petasites japonicus)とは、同属別種。

英国MHRAがバターバー (西洋フキ) を含む製品に注意喚起 (120201)

画面を閉じる

発信者 構築グループ

本文 ■タイトル

英国MHRAがバターバー (西洋フキ) を含む製品に注意喚起 (120201)

■注意喚起および勧告内容

2012年1月27日、英国MHRA (The Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) がバターバー (西洋フキ) を含む製品を使用しないように注意喚起。

■解説

英国MHRAは、バターバー (学名: Petasites hybridus) を含有している未承認製品が英国で販売されていることを受け、当該製品の使用と関連したリスクについて消費者に警告。バターバーに含まれている pyrrolizidine alkaloids (Pas) は重篤な肝障害や臓器不全を起こすことが研究で示されている。動物実験では癌を引き起こすことも示されている。

また、バターバー製品との関連が疑われる肝毒性が40例報告されている (急性肝炎9例、うち2例は肝移植が必要となる肝不全)。これらの症例で使用されたバターバー抽出物はPAsがほとんど除去されており、PAs以外の成分 (セスキテルペンのpetasinなど) が肝毒性に関係している可能性もある。そのため、バターバー含有製品の使用は直ちに中止すべきである。なお、英国において承認されたバターバー含有製品はなく、他のヨーロッパ諸国においても、禁止もしくは制限されている。

■関連情報

英国MHRAウェブページ (2012年1月27日、英語) →「[Consumers are advised not to take unlicensed Butterbur \(Petasites hybridus\) herbal remedies](#)」

外国製健康食品の入手や個人輸入等についての注意事項等→「[健康食品や医薬品、化粧品、医療機器等を海外から購入しようとする方へ \(厚生労働省作成2011年版\)](#)」

健康食品に関する注意喚起情報→当サイト「[最新ニュース](#)」

当サイト内に掲載している関連情報→「[バターバー、西洋フキ](#)」(素材情報データベース内)